日本大学動物実験実施規程

令和4年4月1日制定

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(以下「飼養保管基準」という)、文部科学省策定の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下「基本指針」という)及び日本学術会議作成の「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という)に基づき、科学的観点はもとより動物愛護及び環境保全の観点に加え、動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から、日本大学(以下「本大学」という)における実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制を整備し、動物実験等を適正に実施するための必要事項を定める。

(基本原則)

- 第2条 本大学における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他法 令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 本大学における動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならないことをいう)の3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。
- 3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)」に配慮して実施しなければならない。

(定義)

- 第3条 この規程でいう用語の定義は、次のとおりとする。
 - ① 実 験 動 物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
 - ② 動物実験等 実験動物を教育,試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - ③ 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をい う。
 - ④ 実 験 室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
 - ⑤ 施 設 等 飼養保管施設及び実験室をいう。
 - ⑥ 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - ⑦ 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
 - ⑧ 動物実験責任者 動物実験実施者のうち,動物実験等の実施に関する業務を統括するものをい

う。

- ⑨ 学 部 等 動物実験等を行う学部,通信教育部,研究科,研究所,付属病院及び短期大 学部をいう。
- ⑩ 施設等管理者 施設等を設置又は変更(以下「設置等」という)する場合に、その責任者となり、当該施設等を管理する者をいう。
- ① 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する者で、施設等管理者を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。
- ② 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事 する者をいう。
- ① 指 針 等 動物実験等に関して各行政機関等の定める基本指針及びガイドラインをい う。

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、本大学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本大学以外の機関に委託等する場合は、委託等先においても、指針等に基づき適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 組織及び職務権限

(学長の職務)

- 第5条 学長は、本大学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終 的な責任を有し、次の各号に掲げることを行う。
 - ① 動物実験計画を承認すること。
 - ② 動物実験計画の実施状況及び結果を把握し、その結果に基づく改善措置を講じること。
 - ③ 動物実験計画書,動物実験の履行結果及び動物実験委員会の議事録等を保存すること。
 - ④ 施設等を整備し、その設置及び変更を承認すること。
 - ⑤ 動物実験等に係る安全管理を行うこと。
 - ⑥ 動物実験等の実施に係る教育訓練を行うこと。
 - ⑦ 動物実験等の実施に係る自己点検・評価及び情報公開を行うこと。
 - ⑧ 外部の機関等による検証を受けること。
 - ⑨ その他本大学の動物実験等の適正な実施のために必要な事項
- 2 学長は、前項第1号から第8号までに規定する事項を、第14条に定める学部等の長(以下「学部長等」という)に委任することができる。
- 3 学長は、第7条第3項の具申を受けたときは、当該学部長等に当該実験の中止等を命ずることができる。

(委員会の設置)

- 第6条 学長の諮問機関として、本大学に日本大学動物実験委員会(以下「委員会」という)を置く。 (委員会の職務)
- 第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、学長からの諮問に対し、審議答申する。
 - ① 動物実験等に係る規程等の立案
 - ② 承認された動物実験計画並びに当該計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
 - ③ 承認された施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。

- ④ 事故発生の際の必要な措置及び改善策
- ⑤ 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- ⑥ 動物実験等の実施に係る自己点検・評価及び情報公開に関すること。
- ⑦ 外部の機関等による検証に関すること。
- ⑧ 学内の連絡調整
- ⑨ その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、第15条に定める学部等動物実験委員会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
- 3 委員会は、動物実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について学長に具申することができる。

(委員会の構成)

- 第8条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。
 - ① 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者

若干名

② 実験動物に関して優れた識見を有する者

若干名

- ③ その他学識経験を有する者のうち、学長が適当と認めるもの 若干名
- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長)

- 第9条 委員長は、学長の指名する者とする。
- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める副委員長又はあらかじめ委員長の指名した 委員がその職務を代行する。

(副委員長)

- 第10条 委員会に、委員長を補佐するため、副委員長を置くことができる。
- 2 副委員長の任命及び任期については、前条第1項及び第13条を準用する。

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員会の議事)

第12条 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に参画してはならない。

(委員の任期)

- 第13条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部長等の職務)

- 第14条 動物実験等を行う学部長等は、当該学部等における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の 飼養及び保管に関する事項を統括し、次の各号に掲げることを行う。
 - ① 次条に定める学部等動物実験委員会の委員長及び委員を委嘱すること。
 - ② 第5条第2項に基づき学長から委任された事項を処理すること。
 - ③ 承認された動物実験計画及び施設等の設置,変更,廃止並びに実験動物の飼養保管状況及び自己 点検・評価の結果を学長へ報告すること。
 - ④ 実験動物管理者を委嘱すること。
 - ⑤ その他当該学部等における動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(学部委員会の設置)

- 第15条 動物実験等を行う学部等に、学部長等の諮問機関として、学部等動物実験委員会(以下「学部委員会」という)を置く。
- 2 学部委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該学部等が定める。
- 3 学部委員会の設置が困難な学部等は、学長の承認を得て、他の学部等の学部委員会に職務を委託することができる。

(学部委員会の職務)

- 第16条 学部委員会は、次の各号に掲げる事項について、学部長等からの諮問に対し、審議答申する。
 - ① 動物実験計画並びに当該計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
 - ② 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
 - ③ 事故発生の際の必要な措置及び改善策
 - ④ 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
 - ⑤ 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。
 - ⑥ その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項
- 2 学部委員会は、必要に応じて、動物実験責任者及び実験動物管理者から動物実験等に関する報告を 求めることができる。
- 3 学部委員会は、必要に応じて、安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(学部委員会の構成)

第17条 学部委員会は、次の者をもって構成し、委員は学部長等が委嘱する。

① 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者

若干名

② 実験動物に関して優れた識見を有する者

若干名

- ③ その他学識経験を有する者のうち、学部長等が適当と認めるもの 若干名
- 2 学部委員長は、必要に応じて、学部委員以外の者を学部委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(学部委員長)

- 第18条 学部委員長は、学部長等の指名する者とする。
- 2 学部委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める学部副委員長又はあらかじめ学部委員 長の指名した学部委員がその職務を代行する。

(学部副委員長)

- 第19条 学部委員会に、学部委員長を補佐するため、学部副委員長を置くことができる。
- 2 学部副委員長の任命及び任期については、前条第1項及び第22条を準用する。

(学部委員会の招集)

第20条 学部委員会は、学部委員長が招集し、その議長となる。

(学部委員会の議事)

第21条 学部委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に参画してはならない。 (学部委員の任期)

第22条 学部委員長及び学部委員の任期は1年とする。ただし,再任を妨げない。

2 補充の学部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 動物実験計画の立案及び実施

(申請等の手続き)

- 第23条 動物実験責任者は,動物実験等を行おうとするときは,動物実験等により取得されるデータの 信頼性を確保するため,次の各号に掲げる事項に留意の上,動物実験計画を立案し,所定の動物実験 計画書により,所属する学部長等に申請しなければならない。
 - ① 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
 - ② 代替法の利用を考慮して、実験動物を適切に使用すること。
 - ③ 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定,動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数,遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮し,実験動物の使用数削減に配慮すること。
 - ④ 実験動物の苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
 - ⑤ 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性実験,感染実験,放射線照射等)を行う場合,人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学部長等は、前項の申請があったときは、学部委員会の審議を経て、承認の適否を決定し、動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、前項の通知があるまで動物実験等に着手してはならない。
- 4 学部長等は、承認した動物実験計画を学長に報告しなければならない。

(動物実験計画の変更)

第24条 前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。

(動物実験計画の終了又は中止の報告)

- 第25条 動物実験責任者は、実験を終了又は自ら中止したときは、所定の動物実験計画(終了・中止) 報告書により、速やかに所属する学部長等に報告しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、前項の終了又は中止の報告をした後に、所定の動物実験結果報告書により、実験計画の変更の有無、実験の成果等の動物実験計画の実施の結果について、所属する学部長等に報告しなければならない。
- 3 学部長等は、第1項又は前項の報告があったときは、学長に報告しなければならない。
- 4 学部長等は,第2項の報告について,必要に応じて学部委員会の助言を受け,適正な動物実験等の 実施のための改善措置を講じるものとする。

(実験操作)

- 第26条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、法、飼養保管基準、指針等及びこの規程に基づき動物 実験等を実施するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - ② 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる実験動物の苦痛軽減に関する措置を行うこと。
 - (1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - (2) 実験終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
 - (3) 適切な術後管理
 - (4) 適切な安楽死の選択
 - ③ 安全管理に注意を要する実験(物理的・化学的に危険な材料,麻薬・向精神薬等,病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験)については,関係法令等及び本大学における関連規程等に従って行い,安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - ④ 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

⑤ 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

第4章 飼養保管施設及び実験室

(施設等の承認)

- 第27条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、学部長等の承認を得た施設等でなければ行う ことができない。
- 2 施設等管理者は,施設等を設置等しようとする場合は,所定の飼養保管施設設置承認申請書又は所 定の実験室設置承認申請書により,学部長等に申請しなければならない。
- 3 学部長等は、申請された施設等を学部委員会に調査させ、学部委員会の調査結果及び助言により、 承認の可否を決定し、当該施設等管理者に通知する。
- 4 学部長等は、承認した施設等の概要等を学長に報告しなければならない。
- 5 学部長等は、実験動物の飼養及び保管の状況について、施設等管理者又は実験動物管理者に報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

(飼養保管施設の要件)

- 第28条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。
 - ② 実験動物の種類,生理,生態,習性,飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - ③ 床,内壁等の清掃,消毒等が容易な構造で,器材の洗浄,消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - ④ 実験動物が逸走しない構造及び強度を整備すること。
 - ⑤ 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - ⑥ 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

- 第29条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 実験動物が逸走しない構造とし、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - ② 排せつ物,血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
 - ③ 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

- 第30条 施設等管理者は,動物実験等の適正な遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。
- 2 学部長等は,実験動物の種類,生理,生態,習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(施設等の廃止)

- 第31条 施設等管理者は,施設等を廃止する場合は,所定の施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届により,学部長等に届け出なければならない。
- 2 学部長等は、前項の届出があったときは、学部委員会の調査を経た上で、学長に報告しなければならない。
- 3 施設等管理者は、施設等を廃止するに当たり、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は 保管中の実験動物を、他の飼養保管施設に譲渡するよう努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

- 第32条 学部長等は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、 施設等管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させなければならない。 (実験動物の健康及び安全の保持)
- 第33条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,飼養保管基準を遵守し,実験動物の健康及び 安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第34条 実験動物の導入に当たっては、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

- 第35条 飼養者は、実験動物管理者及び動物実験実施者の指示を受け、実験動物の種類、生理、生態、 習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養 又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるように管理しなければならない。

(健康管理)

- 第36条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験目的以外の傷害や疾病を予防するため, 実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合,実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

第37条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養 又は保管する場合は,その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第38条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。
- 2 学部長等は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、所定の飼養保管状況報告書により、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第39条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養及び保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸 送)

第40条 学部長等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全 の確保並びに人に対する危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

- 第41条 学部長等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 学部長等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等から逸走した場合には、速やか

に関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 学部長等は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、アレルギー疾患等への罹患、実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 4 学部長等は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管する場合は、人への危害発生防止のため、飼養保 管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。
- 5 学部長等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ 等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。
- 6 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な 情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 7 学部長等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第42条 学部長等は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時の対応計画をあらかじめ 作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 学部長等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

- 第43条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,人と動物の共通感染症に関する十分な知識の 習得及び情報の収集に努めなければならない。
- 2 施設等管理者,実験動物管理者及び動物実験実施者は,人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう,公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

- 第44条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。
 - ① 動物実験等に関する法令、指針等並びに本大学及び学部等の定める規程等に関する事項
 - ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - ③ 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
 - ④ 安全確保及び安全管理に関する事項
 - ⑤ 人と動物の共通感染症に関する事項
 - ⑥ その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学部長等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。
- 3 学部長等は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。

第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第45条 学部長等は、学部委員会に、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、

自己点検・評価を行わせるとともに、その結果を学長へ報告しなければならない。

- 2 学部委員会は、動物実験等の実施状況等及び飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学部長等に報告しなければならない。
- 3 学部委員会は、施設等管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、 自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を定期的に受けるものとする。

第9章 情報公開

(情報の公表)

第46条 本大学は、本大学における動物実験等に関する情報を、原則として毎年1回公表するものとする。

第10章 その他

(実験動物以外の動物の使用)

第47条 第3条第1号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うものとする。

(所管)

第48条 動物実験等に関する事務は、本部においては研究推進部、学部等においては研究事務課又は当該事務を分掌する課が行う。

(内規等)

第49条 この規程に関するその他の必要事項は、別に内規等で定めることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。